議事要旨(2) 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正案の公表について

冒頭、新井常勤委員（過年度遡及修正専門委員会専門委員長）から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴う、「四半期財務諸表に関する会計基準」、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の改正の公開草案については、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。なおコメント募集期間については、5 月下旬までとすることの補足説明が行われた。引き続き中條専門研究員より、前回委員会からの修正点等について説明がなされ、質疑応答が行われた。

〇第 2 四半期以降に会計方針の変更を行う場合の取扱いについて

ある委員から、第 2 四半期以降に会計方針の変更を行う場合で、当年度の期首において新たな会計方針を適用することができない場合は、当年度の途中から会計方針の変更は認められないとされているが、この取扱いにより、実務が制約される懸念はないと理解してよいのか質問があった。これに対して事務局より、実務が全く制約されないとまでは断言できないが、自発的に第 2 四半期以降に会計方針を変更する場合でその事業年度の期首にも遡れない場合は非常に限られたケースであると考えられる旨の回答があった。さらに、会計方針の首尾一貫性の観点や国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、当年度の財務諸表については、年度を通じて同一の会計方針を適用することを求めている旨の補足説明があった。

〇文案の表現について

別の委員から、文案の中で、「影響の開示」と「影響額の開示」という表現が使われている点について、質問があった。これに対して事務局より、表現を再度吟味して修正する旨の回答があった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 14 名全員の賛成により、当該公開草案の公表が承認された。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。